

はちまん 八幡霊園墓所使用者募集案内

今回、使用者を募集する区画は、新規墓所70区画と使用者から返還された返還墓所区画です。資格要件や墓所の大きさ、申込み方法等について記載されております本案内によりお申込みください。

1. 所在地 高崎市若田町470番地（別紙、パンフレットを参照してください）
2. 応募資格 以下3つの条件をすべて満たしていることが必要です。
 ア) 高崎市に1年以上在住する世帯主
 イ) 墓所を所有していない人
 ウ) 市税の滞納がない人
3. 募集区画 今回募集する墓所は以下のとおりです。
 添付の「A. 新規墓所案内図」及び「B. 返還墓所案内図」、
 「令和8年度返還墓所一覧表」も合わせてご覧下さい。

■ 募集墓所一覧表

墓所区分	区分	種別	区番号	面積	募集数	永代使用料
A. 新規墓所	自由	第 10 種	66 区	3.0 m ²	70 区画	314,600 円
小計					70 区画	
B. 返還墓所	自由	第 1 種	26 区	20.0 m ²	1 区画	1,902,500 円
		第 2 種	29・30・38 区	12.0 m ²	5 区画	1,141,500 円
		第 3 種	11・18・19・24・ 31・33・35・37・ 50・51・53 区	7.5 m ²	18 区画	713,400 円
		第 5 種	36 区	4.0 m ²	1 区画	380,500 円
	規格	第 3 種	10・12・22・23・32 区	7.5 m ²	8 区画	855,600 円
		第 4 種	7・8・9 区	6.0 m ²	5 区画	684,500 円
		第 5 種	13・14・15・16・20 区	4.0 m ²	12 区画	456,300 円
		小計				
合計					120 区画	

※表中の「規格」はカロート（納骨室）が付いているため、「自由」より割高となっています。

※注意事項

- ・「A. 新規墓所」については、樹木の植栽はできません。
- ・「規格」墓所には、カロート（納骨室）が設置されています。
- ・墓所は和式と洋式があり、縦長の和型墓石を建立するものが和式、横長の洋型墓石を建立するものが洋式です。詳しくは、最終頁の墓石設置イメージ図をご確認ください。

4. 申込みに必要なもの

申込みに、以下の（１）～（３）が必要となります。

（１）令和８年度八幡霊園墓所貸付申込書 １枚（必要事項を記入し署名済のもの）

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

（２）１１０円切手 １枚（抽選結果等の書類送付用）

（３）火（埋）葬許可証のコピー １枚 ←【焼骨をお持ちの方のみ提出してください】

※同一の許可証で複数件の申込みはできません。

5. 受付期間

令和８年 **9月1日（火）** から 令和８年 **10月30日（金）** まで

6. 申込方法

「4. 申込みに必要なもの」を、受付期間（令和８年9月1日～10月30日）内に、次の（１）**窓口申込み**または（２）**郵送申込み**のいずれかの方法により、お申込みください。
なお、新規墓所と返還墓所を合わせて第２希望までお申込みできます。

（１）**窓口申込み** 次の①～③の場所でお申込みください。

①八幡霊園管理事務所（高崎市若田町４７０番地）

②公園緑地課（市役所１０階）

③倉渚支所農林建設課及び箕郷・群馬・新町・榛名・吉井の各支所建設課

受付日、受付時間はいずれも下記のとおりです。

・受付日 月曜日から金曜日まで（平日のみ）

・受付時間 午前８時３０分～午後５時１５分

（２）**郵送申込み**

「4. 申込みに必要なもの」を封筒に入れ、郵送でお申込みください。

※ １１０円切手１枚の同封漏れにご注意ください。

・送付先

高崎市八幡霊園管理事務所あて

〒３７０－０８８５ 高崎市若田町４７０（10月30日（金）の消印有効）

※申込みにあたっての注意事項

- ・(1) **窓口申込み**、(2) **郵送申込み** 以外の方法は受付けておりません。
- ・申込み受付後は、申込み者及び希望墓所の変更はできません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・宗教、宗派は問いません。
- ・新規墓所は位置の指定はできません。
- ・先着順ではありません。

7. 選考方法

焼骨を所持している方が優先です。

A. 新規墓所

申込み者数が募集数を超えた場合は抽選となります。

B. 返還墓所

同じ墓所に2人以上の申込みがあった場合は抽選となります。

8. 抽選

公平性を確保するため公開抽選とし、当選者及び補欠者（新規墓所の第10種5名）の補欠順位を決定します。

なお、公開抽選の観覧席は会場の都合上10名までですが、当落に影響しません。

(1) 日 時 令和8年11月14日（土）午前9時30分～

(2) 場 所 高崎市八幡霊園管理事務所 待合室

(3) 抽選順序

※以下の順で事務局がくじを引いて、抽選を行います。

イ) 焼骨あり

①返還墓所第1希望から順次抽選を行い、当選者の確定を行います。(申込者が1名のみは当選、2名以上の場合は抽選となります。)

②新規墓所第1希望の抽選を行い、当選者及び墓所位置の確定を行います。(申込多数の場合、抽選の結果ご希望に沿えないことがあります。)

ロ) 焼骨なし

③返還墓所第1希望の抽選を墓所ごとに行います。

④新規墓所第1希望の抽選を行います。(申込多数の場合、補欠者の抽選も行います。)

⑤返還墓所第2希望の抽選を墓所ごとに行います。

(4) 抽選結果

お申込みいただいた方全員に、抽選の結果（当選または補欠順位、落選）を令和8年12月1日（火）に発送します。なお、当選した方には、決定した墓所や今後の手続き等についても郵送にてお知らせします。

9. 補欠者の繰上げ当選

当選者に辞退があった場合、公開抽選で決定した補欠順位の上位の方から順に、繰上げ当選とします。

繰上げ当選となった方には、決定した墓所を郵送にて通知します。

なお、補欠当選の有効期限は、令和9年1月29日（金）までです。この日までに繰上げ当選の通知が無い場合は落選となります。補欠の権利の次回への繰越しはありません。

10. 使用手続

墓所使用者に決定した方には、永代使用料と令和8年度の墓所管理手数料の納付書を送付しますので、令和8年12月25日（金）までに所定の金額を金融機関でお支払い下さい。

その後、金融機関でお支払いいただいた「納入通知（領収）書」、及び抽選結果のお知らせと合わせて送付する「高崎市八幡霊園墓所永代使用申請書」を令和9年1月15日（金）までに八幡霊園管理事務所へ提出し、永代使用許可の手続きを行ってください。なお、代理人による手続きも可能です。

11. その他

- (1) 永代使用権発生の日から、必ず5年以内に墓石の建立を行ってください。
- (2) 墓石及び自由墓所のカロート等の設置は、使用者の負担により行っていただきます。
- (3) 新規墓所及び返還墓所は、随時現地をご覧いただくことができます。返還墓所については、募集する箇所を現地に標示しています。
- (4) 永代使用許可を受けた後の墓所の返還については、規則に基づき返還となりますのでご注意ください。
- (5) 市内居住年数や市税滞納の確認は市が行いますので、書類の提出は必要ありませんが、申込書に住民情報や市税滞納を確認することについて承諾する旨の署名が必要です。
- (6) 管理料は1㎡あたり年間780円（消費税込）です。

12. お問い合わせ先

高崎市八幡霊園管理事務所

高崎市若田町470番地

TEL 027-343-3000（平日のみ）

【参考資料1】

1. 墓地の種類と価格

区分 種別		形状		面積		永代使用料	墓所管理手数料 年間780円/㎡
		間口	奥行	平方m	坪		
自由墓地	第1種	4.00m	5.0m	20.0㎡	6.05	1,902,500円	15,600円
	第2種	3.00m	4.0m	12.0㎡	3.63	1,141,500円	9,360円
	第3種	2.50m	3.0m	7.5㎡	2.26	713,400円	5,850円
	第5種	1.74m	2.3m	4.0㎡	1.21	380,500円	3,120円
	第10種	1.50m	2.0m	3.0㎡	0.90	314,600円	2,340円
規格墓地	第3種	2.50m	3.0m	7.5㎡	2.26	855,600円	5,850円
	第4種	2.00m	3.0m	6.0㎡	1.81	684,500円	4,680円
	第5種	1.74m	2.3m	4.0㎡	1.21	456,300円	3,120円

注)①墓地は分譲するものではなく、永代に貸付けとなります。そのために納めていただくのが永代使用料です。

②墓所管理手数料は、年度毎に4月に納めていただきますが、申込した年度は月割計算します。

③墓石等の工事をするときは、石材業者(工事人)と連名で、墓所内工事着手届を提出してください。

2. 自由墓地の制限

(単位:cm)

区分 種別	碑石		土台盛土	側方柵	後方柵	過去碑	塔婆立
	洋式	和式					
第1種	140以内	180～230	65以内	79以内	111以内	120以内	150以内
第2種	120以内	150～200	50以内	64以内	96以内	100以内	120以内
第3種	95以内	120～170	50以内	64以内	96以内	80以内	95以内
第5種	80以内	100～140	50以内	64以内	96以内	80以内	95以内
第10種	100以内	100～180	64以内	64以内	120以内	90以内	95以内

注)①形象類及び灯籠の高さは、それぞれ碑石の最高限度の高さを超えないものとする。

②側方柵又は後方柵の上に宝珠、塔婆立その他の装飾等を附置するときは、当該装飾等を側方柵又は後方柵の一部とみなして、この表の規定を適用する。

③植栽樹の高さは、立物200cm、玉物類60cm以内とする。ただし、10種については、植栽を行ってはならない。

④碑石、過去碑及び塔婆立の高さは、土台盛土の上面から、その他は基礎の上面からの高さとする。

⑤和式の竿石の高さは、竿石の最大幅の15倍以上とする。

⑥市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3. 規格墓地の制限

(単位:cm)

区分 種別	碑石		過去碑	塔婆立
	洋式	和式		
第3種	80以内	100～155	80以内	80以内
第4種	80以内	100～150	80以内	80以内
第5種	80以内	100～140	80以内	80以内

注)①形象類及び灯籠の高さは、それぞれ碑石の最高限度の高さを超えないものとする。

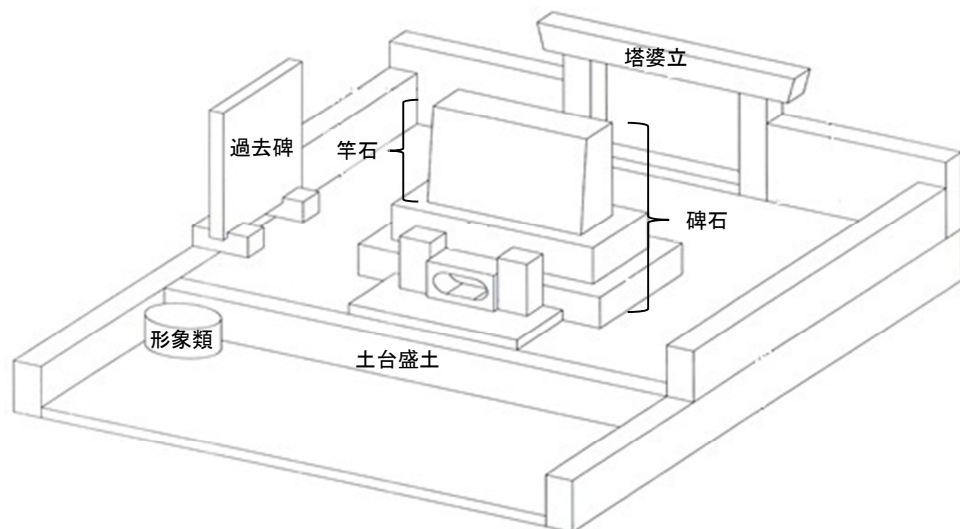
②和式の竿石の高さは、竿石の最大幅の15倍以上とする。

③碑石は1区画1基とし、墓所の形状を変更し、又は盛土、外柵、植栽等を行ってはならない。

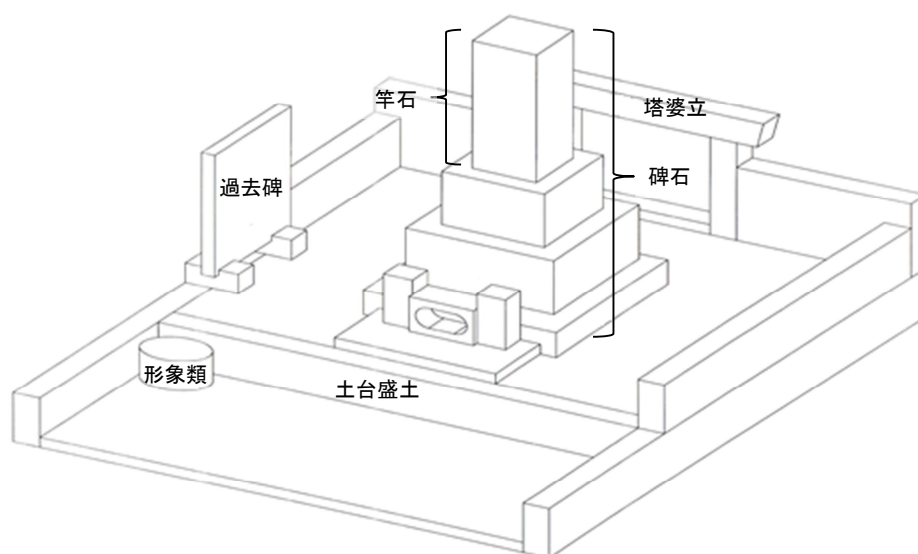
【参考資料2】

墓石設置イメージ図（例 自由墓所）

〔洋 式〕



〔和 式〕



和式を建立する場合、竿石の高さは、
竿石最大幅の1.5倍以上にしなければなりません。

※ 墓石工事の不明点については、施工前に八幡霊園管理事務所と協議してください。